

## 緊急事態宣言解除に向けたBCPの考え方

### 業務継続計画について【抜粋】

#### (2) 業務継続計画発動時の対応

##### ア業務の継続・縮小

- ・本部長が業務継続計画を発動した場合には、業務優先度区分に基づく、業務の継続または縮小・休止を行う。

##### イ各局室区の体制

- ・各局室区は、市対策本部事務局と緊密な連携を図りつつ、本部長から発動の指示などがあつた場合には、業務優先区分に基づき、業務の継続または縮小・休止を行う。その際、あらかじめ定めておいた人員体制等を、実際の状況に合わせて調整する。
- ・各局室区は、新型インフルエンザ等の発生段階に応じ、職場における感染防止策や継続すべき業務内容を変更することができる。また、欠勤者等の増加により、職員の勤務体制や指揮命令系統も変化することから、局室区計画の実施責任者は、実際の状況に応じて対応の変更、または、局室区計画の修正など、弾力的な運用を行う。
- ・局室区計画の実施責任者は、各局室区長をもって充てる。
- ・局室区計画の実施責任者は、あらかじめ複数の代理者とその優先順位を定めるものとする。

##### ウ職員の応援体制

- ・職員の応援体制は、原則として各局室区内で行うものとする。その場合の応援体制の調整は、各局室区の人事担当課で行う。また、局室区間の応援が必要な場合には、総務局人事課と各局室区が連携し、出勤している職員の中から、人員が不足している業務編応援措置の調整を図るものとする。

#### (3) 発動の解除

- ・市対策本部で小康期に入ったことを確認した場合には、本部長の指示により、発動を解除し、通常の業務体制に移行する。
- ・また、各局室区が個別に局室区計画を発動した場合、その必要性がなくなったと判断したときは、各局室区長の指示により局室区計画の発動を解除する。